平成２３年（フ）第８７号
青森県五所川原市大字川山字森内126番地３
債務者　藤森　裕也（旧姓棟方）
１　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
青森県五所川原市大字藻川字中島75番地５
債務者　竹谷　篤史
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
神奈川県三浦郡葉山町堀内2168番地
債務者　村上　章雄
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３１号
横須賀市舟倉１丁目30番25―209号
債務者　齊藤　夕香
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６９号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番７―102号
債務者　岡本　広伸
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７８号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＡ―505
債務者　長島　幸奈
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２９８号
名古屋市北区楠味鋺１丁目936番地
債務者　桑山　直也
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８２号
静岡県浜松市南区倉松町118番地、住民票上の住所静岡県浜松市中区和合町220番地の53
債務者　市川　憲一
１　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
釧路市愛国東１丁目28番４号
債務者　野村　朝子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
釧路市武佐１丁目18番16号
債務者　山内　博幹
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２号
釧路市武佐１丁目18番16号
債務者　山内　千恵（旧姓藤谷）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
岡山市北区津島笹が瀬５番21号
債務者　奥田　孝行
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０２号
岡山市北区神田町１丁目７番31号　ライオンズマンション604
債務者　藤中　里美
１　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２１号
岡山市東区西大寺中野22番地１
債務者　江本千枝子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３１号
岡山市中区**穂**155番地１　**穂**コーポ102号、旧住所岡山市中区西川原48番地10　サンコート西川原209
債務者　西本まどか（旧姓影山）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５５号
岡山市南区新保1016番地２　市営住宅５―202
債務者　川角　正数
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５６号
岡山市南区新保1016番地２　市営住宅５―202
債務者　川角美代子
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部